

## 文京区立図書館利用者開放用インターネット端末利用規約

平成 17 年 3 月 2 日 17 文教生真第 371 号  
平成 18 年 3 月 23 日 18 文教教真第 486 号改正  
平成 21 年 4 月 1 日 21 文教教真第 60 号改正  
平成 24 年 10 月 1 日 24 文教教真第 134 号改正  
平成 26 年 1 月 31 日 25 文教教真第 10098 号改正  
平成 30 年 10 月 12 日 30 文教教真第 147 号改正  
令和 3 年 4 月 5 日 2021 文教教真第 9 号改正

### 1 利用の目的

図書館利用者が、図書館資料の検索を初めとして多様な情報にアクセスし、必要な情報を収集することができるようにする。

### 2 利用対象

図書館の利用者

ただし、小学生以下は保護者同伴、利用カードのない方は本人確認(保険証、免許証などによる)を必要とする。また、国立国会図書館が配信する図書館等向けデジタル化資料(以下「国立国会図書館デジタル化資料」という。)の利用は、閲覧可能な機器を設置している館において利用するものとし、文京区立図書館に利用登録のある者に限る。

### 3 利用の範囲

- (1) 文京区ホームページの閲覧
- (2) 文京区立図書館ホームページの閲覧
- (3) 調査研究のため必要なサイトの閲覧
- (4) 文京区立図書館所蔵のCD-ROM資料の閲覧
- (5) 文京区立図書館所蔵のDVD等のうち、館外貸出が不可で館内閲覧が可能な資料の閲覧

### 4 利用制限

- (1) メール、掲示板等への書き込み、ネットオークション、ネットショッピング、ゲームなど閲覧以外の行為
- (2) 調査研究以外の目的での閲覧
- (3) 画像やソフトウェア等のダウンロード
- (4) 画面のプリントアウト (9の「プリントアウト」参照)
- (5) インターネット上の情報のデジタルコピー

### 5 利用時間

- (1) 開館時間内とする。
- (2) 1回の利用時間は、原則として1時間以内とする。ただし、次の利用者がいない場合には30分に限り延長できる。ただし、上記3-(5)のDVDの閲覧については、その資料の再生時間範囲内等の閲覧が終了するまで延長できる。

### 6 利用手続き

## 【資料集 27】 文京区立図書館利用者開放用インターネット端末利用規約

利用を希望する者は、「インターネット端末利用申込書」（別記様式第 1 号）により申し込むものとする。

なお、国立国会図書館デジタル化資料の閲覧可能館においての同資料の閲覧についての申し込みについては、別に定める。

### 7 利用の中止

図書館長は、利用者がこの規約に反した利用をしていると認めるときは、即時に利用を中止させることができる。

なお、国立国会図書館デジタル化資料の利用の中止の基準については、別に定める。

### 8 使用料

無料とする。

### 9 プリントアウト

インターネット上の行政情報、文京区立図書館が契約している有料データベースの情報、及び文京区立図書館所蔵の CD-ROM 資料のデータについて可能とする。プリントアウトを希望する者は、「印刷申込書」（別記様式第 2 号）により申し込むものとする。

なお、国立国会図書館デジタル化資料についての申し込みは、別に定める。

プリントアウトを希望する者は、プリントアウトの費用として 1 枚(片面)当たり白黒は 10 円を、カラーは 50 円を負担することとする。

### 10 ヘッドフォンの貸出し

調査研究に必要な場合で、音声による情報を確認するときは図書館が貸出すヘッドフォン又は持ち込みのヘッドフォンを利用することができる。

### 11 図書館のサポート

原則として、図書館では端末機の操作等の説明は行わない。

### 12 利用者の責務

- (1) 利用者開放用インターネット端末利用規約を守る。
- (2) インターネットを通しての非合法な行為、他人に迷惑をかける行為をしてはならない。
- (3) 有料のサイトにアクセスしてはならない。
- (4) 公序良俗に反すると判断されるホームページにアクセスしてはならない。
- (5) インターネット等に存在するデータの著作権その他の知的所有権を侵してはならない。
- (6) 図書館の端末へのデータ保存や端末の設定変更等を行ってはならない。
- (7) 不正操作などによって機器やデータなどに損害を与えた場合は、利用者が法的責任を負うものとする。
- (8) インターネットの利用に伴うトラブルについては、図書館は責任を負わないものとする。
- (9) 不正使用により図書館側に損害を与えた場合は、図書館は利用者に該当金額を請求することができる。
- (10) 終了時には必ず使用した端末のシャットダウンを行う。

なお、国立国会図書館デジタル化資料の閲覧に使用した端末については、別に定める。

## 付 則

この規約は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**【資料集 27】 文京区立図書館利用者開放用インターネット端末利用規約**

付 則

この規約は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規約は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規約は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規約は平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この規約は平成 30 年 10 月 12 日から施行する。

付 則

この規約は令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

別記様式第1号

## インターネット端末利用申込書

ご利用に際しては、「利用者開放用インターネット端末利用案内」に記載された内容をご理解のうえ、利用制限等をお守りください。

※印の部分をご記入ください

※利用日	年 月 日		
※利用される方 氏名及び 図書館利用カード番号 住所(未登録の方)	氏名	カード番号	
	住所	(未登録の方)	
利用時間 (延長)	時 分 から		時 分まで
	時 分 から		時 分まで
端末番号	番	ヘッドフォン貸出	有 ・ 無

文京区立図書館

別記様式第2号

## 印刷申込書

プリントアウトは、インターネット上の行政情報、文京区立図書館が契約している有料データベースの情報、及び文京区立図書館所蔵 CD-ROM 資料のデータに限ります。プリントアウト代は1枚(片面)、白黒は10円、カラーは50円です。

※印の部分をご記入ください

※利用端末番号	番
利用CD-ROM名	
枚数	枚
印刷	白 黒 ・ カラー ※どちらかを○で囲ってください。
金額 (職員記入)	枚 × 10円(50円) = 円

※ カラー印刷については、対応可能なプリンターが設置されている図書館のみの対応となります。

文京区立図書館